

厚生常任委員会

平成29年5月17日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○平川 理恵	中川 靖広
中西 和夫	濱 眞理子	奥村 容子
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	面卷 昭男	健康福祉部長	黒崎 益範
健康福祉部次長	加藤 恵三	福祉子ども課長補佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長補佐	羽根田久枝	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
健康対策課長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
生活環境部長	植村 俊彦	国保医療課長補佐	田口 昌孝
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	浦野 歩美		

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 平川委員、中川委員

委員長

皆様、おはようございます。

本日の会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、当委員会所管の健康福祉部、生活環境部において異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員の紹介を部長のほうからしていただきます。よろしくお願いいたします。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉
部長

（ 職員紹介 ）

委員長

植村生活環境部長。

生活環境
部長

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。
暫時休憩いたします。

（ 午前9時03分 休憩 ）

（ 午前9時03分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、平川委員、中川委員のお2人を指名いたします。
お2人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおり
でございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、
理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推
進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

この委員会におきましては、先ほど町長のご挨拶にもございましたよ
うに、先般ご承認をいただきました斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言につ
きまして、今後の計画あるいは住民の方々への周知などにつきまして、ご
報告をさせていただきます。

まず、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言の今後の計画についてであります。

斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言につきましては、決意表明でもあります
斑鳩まほろば宣言と、行動内容を明らかにする斑鳩まほろば行動宣言か
ら構成をしておりますが、今後、特に斑鳩まほろば行動宣言に記載をさ
れております推進項目につきまして具体的な実施計画を策定し、その計
画に基づき、ゼロ・ウェイストへの取り組みを進めてまいります。

その実施計画につきましては、今年度中にも策定し、平成39年度の
目標年度に向けまして計画的に取り組むを進めていこうと考えておりま
して、その実施計画策定につきまして、当委員会にもご相談・ご報告申
しあげてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、ゼロ・ウェイスト宣言の内容あるいは取り組みについての住民
の方々への周知についてであります。ゼロ・ウェイストを進めていくに
は、住民、事業者の理解、協力が不可欠であります。そのため、当町で
は、ゼロ・ウェイスト宣言を行うまでに住民の7割以上の方がゼロ・ウ
ェイストの意味等についてご理解いただいていることを目標に、昨年度
から、町が開催をいたしますイベントなどでの周知活動、町広報紙にお

ける連載記事の掲載や定期的なニュースレターの発行、さらには、住民、団体、小中学校での出前講座の開催などを実施をしてきたところであり
ます。

これまでのゼロ・ウェイスト認知度調査の結果では、58.8%の方が、町がゼロ・ウェイストに向けて取り組んでいることを知っている、
またはゼロ・ウェイストの意味を知っているとお答えいただくなど一定
の周知活動の効果は確認できておりますものの、目標には達しておらず、
また、理解をいただいている方につきましても実際の行動に移してい
ただけますように、今年度におきましても、引き続き周知活動を実施し
ていくこととしております。

その一環といたしまして、本日、周知チラシをお配りし、また、既に
委員の皆様にもご案内をさせていただいておりますように、来る5月2
8日日曜日午前9時30分より、斑鳩町中央体育館におきまして、町制
70周年記念事業ゼロ・ウェイストフェスティバルを開催をさせてい
たきます。イベントの内容につきましては、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣
言のお披露目、町内の幼稚園、保育園の園児による子どもみこしパレ
ード、従来のとうき市に加え、おもちゃ、絵本、衣類、日用品など、家庭
で不要になったものを展示し、ほしい方に持って帰ってもらう大リユ
ース市の開催などを予定をしております。

また、屋外ブースでは、一部、飲み物や軽食の提供も予定をしてお
りますが、食器やコップ等については繰り返し使えるリユース食器を可
能な限り使用し、また、参加者自らも食器やコップ等の持参を呼びか
けるなど、できるだけごみを出さないイベントを目指し、住民の方にも、
イベントを楽しみながら、ごみの発生抑制、再利用といったゼロ・ウ
ェイストを目指す上で不可欠な取り組みを実感いただけるようなイベ
ントになればと考えているところであります。

当日、議長におきましては、開会セレモニーにおきましてご挨拶を
いただきますよう、よろしく願いをいたしますとともに、委員の皆様に
おかれましても、お誘い合わせの上、ぜひご参加いただきますようお願い
申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源

化の推進に関することにつきましての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 伴議長。

議 長 このチラシの一番最後に、モーターボート協議会から拠出金を受けて実施、これはもう町の負担なしで、これはモーターボートのほうで全部、これ、やってくれるような、お金のほうはいけるような感じになっていますの。

環境対策 予算額全てこのモーターボート協議会から拠出金が出るという内定を
課長 いただいているところであります。

議 長 金額どれぐらい、拠出してきてはりますの。

環境対策 予算額につきましては、130万円です。
課長

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成28年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境 それでは、各課報告事項の(1)平成28年度国民健康保険税の不納

部長

欠損について、ご報告いたします。

これは、地方税法の規定に基づいて、平成28年度におきまして国民健康保険税の不納欠損処分を行ったものにつきまして、報告するものでございます。資料1をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページの不納欠損事由別調書でございます。

まず、地方税法第15条の7第4項によるものでございますが、これは、滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明である場合、先ほど言った場合におきましては滞納処分の執行を停止することができまして、その後3年間状況が変わらない場合は納付義務が消滅するというものでございます。この事由により不納欠損処分を行ったものは、実人数で49人、金額で729万8,200円でございます。

次の地方税法第15条の7第5項に該当する不納欠損処分を行ったものは、平成28年度はございませんでした。

次に、地方税法第18条第1項によるものでございますが、これは、消滅時効に係るもので、5年の時効により徴収権が消滅したものでございます。これにより不納欠損処分を行ったものは、実人数で33人、348万8,700円でございます。

合計では、件数では、実人数で82人、金額で1,078万6,900円の不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、裏面の2ページをごらんいただきたいと思っております。この表は、平成28年度の不納欠損の年度別の件数と不納欠損額をあらわしたものでございます。表の一番下の欄に、件数と、複数年次にまたがっているものがあることから実人数を記載させていただいているものでございます。

次に、3ページでございます。この表は、不納欠損の状況につきまして、平成23年度からの推移を表したものでございます。平成28年度の不納欠損処分額を平成27年度と比較いたしますと、件数で57件、

金額で144万1,937円の減となっているところでございます。

ご承知のように、国民健康保険が行う給付は、公費と他の保険者からの支援、そして国民健康保険税を主たる財源としております。また、保険税納付の対価といたしまして医療に必要等な給付を受けることができるという社会保険制度を採用しているものでございます。保険税の納付は制度の根幹を成し、その公平性を担保することは制度に対する信用性に直結する重要なものであるというふうに考えているところでございます。このような中、時効の到来等によりまして不納欠損を行うということは、制度の独立性や信用性の失墜につながりかねないことでございますから、滞納対策といたしましては、滞納されている被保険者との接触機会をより多く確保し、納付相談、納付指導を密にしながら、滞納者の生活状況等の把握に努めるとともに、納税意欲が失われることがないよう十分留意いたしまして滞納の解消に一層努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、平成28年度国民健康保険税の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川議員。

中川委員 滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅したものっていうのは、何かはっきりとわかりにくいねんけど。どっちにしても、この一番下の18条第1項は消滅時効が到来したもの、これ、5年間ですよね。5年間で消滅時効するものと、この3年間で継続し、納付義務がなくなったものって、この違いって何やねやろ。5年いく前に、先、この3年で納付義務が消滅したものに当たらへんのかな。そこら、違いがあるのかな。

生活環境 部長 まず、第15条の7の第4項につきましては、地方税法でですね、滞納処分の執行を停止することができるという要件が、まず、ございませ

て、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその者の生活が著しく窮迫させる恐れがあるとき、その所在、滞納処分をすることができる財産がともに不明であると、この場合については滞納処分を、まず、執行を止めることができるという規定が地方税法上、ございます。その滞納処分の執行を停止した徴収金につきまして、その納付義務が執行停止後3年間で消滅するという地方税法上の規定が、まず、1点ございます。それとは別に、地方税法の徴収権の時効を定めたものがございまして、例えば納期限の翌日から5年後、あるいは催告書を出した10日後から5年後、これにつきまして、いわゆる5年を経過すると時効が成立するということで、まず、1つ、大きな違いとしては、そもそもその第15条の7の規定につきましては、いわゆる納付することがもともと困難だということを先に、まず認定するということでの違いがございます。

中川委員 ということは、納付してもらうのが無理だなっていうことで滞納処分を停止して、3年間継続したからもう不納欠損にしたというのが、その15条の7の第4項ですやろ。この一番下の第18条第1項は、払う能力があるもしくは財産があるっていうような人やから滞納処分の停止をしていないというふうに理解しているんですが、そういう人が不納欠損になるというのは、どういうことやねんやろ。

生活環境
部長 当然、納めていただくに当たっては、督促状を出させていただいて、先ほど言いました督促状を出して10日後から5年間で徴収権がなくなるということになります。その間、督促ではなくて、催告といいますか、納めてくださいというようなことでありますとか、それから、例えば国民健康保険の場合には、保険証のほうで自動的に交付をさせていただくのではなくて、役場のほうへとりに来てくださいという形、あるいは短期の被保険者証を出させていただいて滞納者と接触する機会を持って、その間、納付誓約とかいうような形をとれば、また時効を延長させていただくことになるんですけども、そういうようなことに応じていただ

けないという場合には、やむを得ず5年が経過して、徴収というのはなくなるということになるものです。

中川委員 その5年間、何もなしで時効になるねんけど、何か財産があるから滞納処分を停止していないということですやろ。払う能力がある、財産がある、せやから滞納停止処分をしていないということやと思うねん。それを何で5年間、徴収できず置いてあるねんやろということを知っているねんけど。

かなり昔になるけど、平成21年度の決算審査のときにもね、滞納処分の、私、ちょっと意見言うているねんけど、高級外車乗って、国産でも高級車乗って、車何台も複数所有している人が、今回と一緒に不納欠損に入ってはってん。だからやっぱりそのときは、ちょっと言い方きついかわからへんけど、これは職員さんの怠慢違いますかと。これだけ財産ある人、何で不納欠損にしましたっていうこと、意見、言うていると思うねん。せやから、今回でもそういう人、多分えろういはんのかなと思うねん。どうですか、副町長。

委員長 池田副町長。

副町長 以前、決算監査のときでその指摘を受けておりました。私もそのとき同席しておりました。その方、ずっと何年もやっておられて、それで時効でされておったと。その後、もう翌年からもいろいろ、監査委員さんやっていただいて、ずっとメンバー見ていただいておられますけど、今、そういう人は今現在おられないということでご理解いただきたいと思います。

(「皆、名前伏せとんが」との声あり)

副町長 それはもう個人情報ありますので。それはこちらでチェックやっていますので。今、毎年度の決算監査とか定期監査見ていただいたらわかり

ますように、預金調査と生命保険の調査をもうほとんど全員に、今、かけております。以前はピックアップのもの、やって、かけておりましたけども、この人が悪質と思われる方にかけておりましたけども、今はもう税務課と協力いたしまして、ほとんど、去年の決算も見ていただいたらわかりますように、保険とか預金調査、相当な件数をやっております。

そうした中で、全然貯金がないと。それで、はっきり言って保険もないと。仮に保険がありましたらね、もう保険、強制的に解約して、納めていただいておりますわ、生命保険解約して。ところが、それもないと、保険もないと。それで、アパートで住んでおられて、少ない年金でかつかつの生活して国民健康保険に入っておられるという、こういう方については、地方税法上、執行停止というのがもうございまして。というのは、執行停止というのは、もう全然ない人に、これ、ずっと引きずって行って、余分な労力をかけても入ってこないねから、せやから、労力以上の税金が入ってきたら、これは効果ありますけども、それ以外の分についてはもう効果がないということで、これはもう、税のほうからの原則でなっております。そうした形、もう財産もない、それで資産もない方については、もう3年で執行停止。これは、その間、十分調査して、かけております。

ところが、時効の到来、まだ財産ありますよ、例えば預金が例えば50万ありますねんと。そのときに例えば、相手の生活もありますからね、例えば80万あったときも、例えば80万滞納あったら、50万全部いってしまいます、差し押さえは。そして、こちらへ全部いただいております、有無を言わず。ところが、そうしていったときに、そうしてやっていっても、例えばあとは住居用の財産だけ残ったりしますよね、住居用の、その方が住んでおられる財産。これについてはやっぱり居住権がございまして、やはりそれまでは、競売したところで、はっきり言ってこっちへ返ってくる部分もないし、居住もあるからということで、こういう方についてはね、もう全然払う意思もないと。それで分納誓約もとれないと。あと、家族構成見ていっても、収入を見ていっても非常につらいという場合にはもう、やはり5年の時効というのがございまして

で、そういう方については、5年間は努力するけども、それ以降についてはもう消滅させていただくと。そうでないと、滞納金額というのはもうどんどん、どんどんふえてまいりますので。国税でも一緒ですけども、こういう措置をやって、やっぱり切るところは切って行って、もらえるところでは十分もらっていくと、それで、財産があればそれを差し押さえやっていくと、こういうシステムになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

中川委員 国民健康保険もね、ずっと赤字で、一般会計からも繰り入れしているってということもありますしね、社会保険に入っている人の税金や共済組合に入っている方の税金も入っているんで、そういう方々にしたら、一般会計から繰り入れしているということは二重払いとかいうふうな見方もできますので。しんどい生活でもね、一生懸命、きっちり払っていただいている方もおられますし、なるべくそういう余裕のある人でこういう不納欠損のないようにしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 支払い能力がないというか、今、生活困窮されているっていう方ね、このそれぞれの件数ですけども、年齢的なものだとか、家族の構成だとか、そういうものっていうのは押さえていらっしゃるんでしょうか。

生活環境部長 納付相談などを受けさせていただく中では、年齢とか家族の構成に特に目立った偏りというものはありません。大概の方おっしゃいますのは、やはり現在の収入が不安定なので、今、一挙にこの額を払うことができないというようなご相談がやはり多いようでございまして、その際には、当然、生活に支障が来さない中でですね、徐々にでも滞納を減らしていただくようにということを担当と相談させていただく中で、分納誓約をしていただいでですね、少しでも解消していただくという方向を

とらせていただいているということでございます。

濱委員 分納のね、誓約っていうのは、滞納額があるのを、少しずつっていうか、分割で支払うという約束だと思うんですけど、それをされたら、先ほどの、期日っていうんですか、それが延びるということですね。

生活環境 分納誓約で納めていただいている間、いわゆる消滅時効については中
部長 断されているということでございます。

濱委員 この保険料っていうのは、前年の収入とかでね、策定されるものですが、今、退職したとか、失業したとかいうことで、もういきなり収入がなくなるっていう形、それで、次の就職をしても、以前の額からすると極端に低かったりとかいう例っていうのはたくさんありますけども、そのときに、相談の窓口においでになって、それぞれのおうちの事情っていうのをおっしゃると思うんですけども、例えば学校に通っている子どもさんがいるから学費がいるとかね、そういうようなことだとか、いろいろ違うことですが、その判断っていうのは、窓口で行われるんですか。何か決まりのようなものみたいなっていうか、基準というか、おかしいですけど、その辺は何かありますか、どうですか。

生活環境 当然、その方の状況なり、得られている収入というのはまちまちです。
部長 私どもも、先ほど濱委員おっしゃっていましたがように、前年度の所得に対して課税します。それがあまりにも少ないといった場合、特にリストラされたとか、会社が倒産して失業したとかいう方については、ご本人も思いもよらない収入減というようなことがありますから、その場合には、保険税の減免制度というのを設けておりますので、それに該当するかどうかということをご相談させていただきます。

ただ、前年度の所得に対して課税をさせてもらうわけですが、その金額は、やはりいずれは納めていただかなければならないものです。ですから、分納誓約をしていただいたところで、あまりの少額になると、

滞納が残ったままということになりかねませんから、そのあたり、実際に、ご家族の中でですね、そのご家庭の中で払えるのかどうかという
ことを、実際に被保険者の方と詰めながら、折り合えるところを探して
いくというようなことですので。だから、こうであればこうだというよ
うな基準というのは特には設けておりませんが、納めていただく金額は、
少なくとも少しでも減らしていただくということ、それから、その方が
払える範囲の中であるということをご前提にですね、相談をさせていただ
くということでございます。

ただ、通常の退職で国民健康保険に来られる場合にはですね、社会保
険の任意継続制度とか、ほかの制度もありますから、それらとも比較を
するような相談をさせていただいて、その方に一番メリットのあるやり
方ということをお互いに話し合いさせていただいて探していくという
ことで努めさせていただいているところでございます。

濱委員

あまりにも、分納の約束をしてもその金額がね、ものすごく少なかっ
たりするとね、結果的にはほとんど滞納額が減っていかないというよ
うなことで、それですることによって、先ほども言いましたように、期限
っていうんですか、こういうものが延びていくというか、そういうよう
なところでは、しっかりと本人本位で相談にのっていただいているもの
と思いますけども、払えない理由が、収入が得られないとか、そういつ
たことで生活に困窮しているということだったら、その辺と、例えば生
活保護だったりとか、ほかのそういう支援のところとの関係はどんな感
じですか。

委員長

池田副町長。

副町長

もう以前からもそういう質問はございました。その都度答えておりま
すけども、都度、都度、仮にこの人が生活保護になると思えば、当然、
子ども福祉課のほうへ相談しておりますし、実際、そういうことで生活
保護になられた方もおられますので、そこらは十分対応しておりますの

で、それはもう以前質問していただいたとおりでございます。

濱委員 その生活保護、もし申請して通ったら、この滞納している分とか、その辺の扱いはどうなんですか。

委員長 植村生活環境部長。

生活環境部長 国民健康保険は、生活保護が適用されたら国民健康保険から除外される、被保険者でなくなりますけれども、それまでに納期のあった分については、いわゆる減免の対象になると。生活保護の適用月が含む、納期限が生活保護の適用の中に入った分については減免の対象になりますけれども、それまでの分、生活保護になるまでの分の滞納につきましては、それは滞納として残るということになります。ただ、それは、先ほど言いましたような、いわゆる支払う所得がないということで執行停止の対象になっていくということです。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(2)平成28年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。黒崎健康福祉部長。

健康福祉部長 平成28年度介護保険料の不納欠損につきまして、ご報告をさせていただきます。お手元の資料2をごらんください。

平成28年度では、平成29年3月31日付で、介護保険法の規定に基づき、徴収することができなくなった保険料について、79人分、313万5,930円を不納欠損しております。不納欠損した理由でございますが、全て介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効によるものでございます。

これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから、未納のお知らせ、納付の督促等を行ってまいりましたけれども、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから不納欠損を行ったものでございます。

資料の下の表は、今回、不納欠損をいたしました平成24年度から平成26年度の年度別の納付者数と不納欠損額を示しております。

次に、資料の裏面をごらんください。(3)不納欠損の状況であります。平成23年度から平成28年度までの各年度の不納欠損処分を行いました納付者数と不納欠損額を示しております。平成28年度と前年度の27年度を比較しますと、納付者数で2人、不納欠損額で5万7,130円の増となっております。

介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、平成28年度介護保険料の不納欠損についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川委員。

中川委員 平成26年度に不納欠損された人数が極端に多なっているねけど、何かこれは、この年いうんか、何年か前からやけど、何か理由あるのかな。たまたましかわからへんのかな。

健康福祉
部長 平成26年度で、特にですね、普通徴収をされている方の滞納が特に多ございました。普通徴収と申しますのは、年金の額で18万円以下ということになっておりまして、そういった方が多かったというふうな状況でございます。

中川委員 せやから、特別徴収は年金から天引きされるから、確実に支払いでき

るけど、普通徴収で、直接天引きのできない人が多かったから人数が多くなったということやねんな。

健康福祉
部長 年金の関係でございますが、通常、年金のほうから介護保険料が基本的には天引きをするんですけども、年金の額が18万円未満の場合は、普通徴収でございます。そういった方々については、やはり生活の収入の関係もでございますので、納付が困難な場合が多くて、このような状況に陥るというケースが多うございます。

中川委員 年金の額もだんだん、年々減ってきていますやんか。せやからこれ、24、25のこと思うたら、26年度が極端に多いいうことは、今度、27年、28年もこれぐらいの横ばいの人数になってくるというような見通しになるのかな。

健康福祉
部長 今現在、資料ちょっと、手元のほうに持っておりませんので、正確にはお答えすることはできない状況でございます。しかしながら、こういった状況、近い状況であるということで考えております。

委員長 ほかにございませんか。 平川委員。

平川委員 この消滅時効になっているっていうのは、先ほどの国民健康保険税と同じことで、それ以上催促しても納めるっていうことは不可能だということ、時効を到来させたというふうに理解していいですか。

健康福祉
部長 先ほどご説明さしあげたところでございますが、介護保険料につきましては、時効の期間が2年というふうになっております。この2年間のうちに、まず、納付のお願いを差し上げて、督促を差し上げて、それでも納付がない状況になれば、戸別訪問等も行っていくんですけども、ここでも、先ほどから申しあげますように、年金生活者というものが多うございましてですね、どうしても納付ができない状況が継続する、そし

て、期間の2年が経過をすれば消滅時効になってしまうということになります。

その中で、相談を行う中で、先ほどの国保のほうでございましたように、生活の状況をお聞きする中で、他の制度、生活保護等の他の制度のほうに切り替えるほうが好ましいという方につきましては、適切にこちらのほうからご指導をさしあげているというところでございます。

平川委員 その介護保険を納めることができなかつた方で介護が必要になってくる場合は、どうされるんですか。

健康福祉 介護保険制度っていうものは、介護が必要な方のためにつくられた制度でございますので、未納の方でありましても、現在、サービスのほうは行っておる状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)平成28年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境 それでは、各課報告事項の(3)の平成28年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、報告をいたします。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成28年度において後期高齢者医療保険料の不納欠損処分を行ったものでございます。

資料3をごらんいただきたいと思います。

まず、上段の1の不納欠損事由別調書でございます。平成28年度は、高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づきまして不納欠損処分を行ったものにつきましては、一番下の行になりますが、合計

の、実人数で3人、金額で14万1,400円でした。2年の時効により徴収権が消滅したことによるものでございますが、この3名につきましては、1人につきましては、現在、所在不明で、あとお二方については、これも保険証等が郵送で戻ってきますものですから、平成29年3月31日付で住民登録を職権消除させていただいたということで、この3人につきましては、行方がわからなかったということで時効が到来したものでございます。

なお、下の表の2の不納欠損の状況につきましては、平成23年度分からの不納欠損の件数と金額の状況を記載させていただいたものでございます。

後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険税と同様、被保険者と接触する機会等がないままに消滅時効を迎えることがないように、滞納者の生活状況等の把握に努め、負担の公平性が損なわれないよう適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川委員。

中川委員 行方がわからないっていうのは、住所もわからないっていうのは、斑鳩からどこか転出しているところもないのかな。

生活環境部長 住民登録はそのまま残したまま、保険証であったり、それから納付通知書であったり、そういうものが送り戻されてくるんです。その住所には恐らく住んでおられないということです。住民票を動かしておられませんから、どこへ転出したかというのは公簿上わからないので、いろいろ調査する中でですね、本当に居住実態がないという場合には、先ほど申しあげましたように、住民登録そのものを職権消除するという手続きを踏みます。それを今回踏ませていただいた方が2件、もう1人は、ちょっと、今のところ、まだ行方を捜しているという状況の方が1件と

いうことをございます。

中川委員 認知症で、こう、おられなくなって、そんなんじゃなしに、もう故意的に、住所動かしたらわかるので、悪意的な行方不明なのかね、やっぱりそういう、何て言うねやろ、認知症でふらっとどこか行ってしまわはったとか、そういう可能性も、ないのかな、そういうのは。

生活環境
部長 郵便物が戻ってきますので、そもそもやはりそこにはもう住んでおられないと。ですから、先ほどおっしゃったように、認知症の方がふらっと出て行くというような意味合いではなくて、理由はわかりませんが、住民票を置いたままどこかへ行っておられると、どこかへ転出されたということだろうと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。
加藤健康福祉部次長。

健康福祉
部長 福祉子ども課のほうから2点、ご報告をさせていただきます。
まず、1点目でございます。例年、夏に実施しております福祉子ども課所管の一日里親会、心身障害者(児)ふれあいの集い、身体障害者(児)ふれあいの集いの3事業の今年度の日程につきまして、ご報告をさせていただきます。1つ目、一日里親会でございますけれども、7月の27日木曜日でございます。2つ目、1泊2日の心身障害者(児)ふれあいの集いにつきましては、8月4日金曜日、5日土曜日の2日間でございます。3つ目、身体障害者(児)ふれあいの集いにつきましては、8月24日木曜日をそれぞれ予定をしております。行き先につきましては、現在、調整をさせていただいているところでございます。本年度も、各

事業の実施に当たりましては、町議会よりそれぞれ1名のご代表をもってご協力賜りたいと考えておりますので、議長様、委員長様におかれましては、ご配慮賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目、臨時福祉給付金申請期限の延長についてでございます。本年3月1日から申請の受け付けを行っております臨時給付金の申請受付期限につきまして、現在の6月1日から、9月1日に3か月間延長をさせていただきたいというふうに考えております。4月末現在の申請状況につきましては、給付対象者4,462人に対しまして、申請済みが3,556人、申請率は79.7%となっております。

以上、福祉子ども課からのご報告とさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。 北健康対策課長。

健康対策 健康対策課より、ヘルシーパゴちゃん弁当コンテストにつきまして、ご報告させていただきます。

町制70周年記念事業といたしまして、本町のマスコットキャラクターでありますパゴちゃんにちなんだヘルシーパゴちゃん弁当コンテストの審査を、5月13日土曜日に開催いたしました。町内在住の小学生、中学生を対象といたしました子どもの部と、町内外問わず15歳以上を対象とした大人の部で募集し、子どもの部に16点、大人の部に25点の応募がございました。

審査の結果、最優秀賞を1部門1点の計2点、優秀賞を1部門3点の計6点を決定いたしました。入賞者名や作品につきましては、参考資料のほうをごらんください。

入賞者につきましては、7月の町広報紙で発表するとともに、7月1日に開催予定しております生き生きプラザ斑鳩開館10周年記念イベントのオープニングセレモニーにおいて表彰を行う予定にしております。また、最優秀作品につきましては、作品の一部を試食として来場者に提供するとともに、入賞者のレシピの配布も行いたいと考えております。

以上、ヘルシーパゴちゃん弁当コンテストの報告とさせていただきます。

す。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 平川委員。

平川委員 病時保育のことですけれども、3月の議会の一般質問で、県からの回答、その時点ではないってということだったんですけど、その後、どういう回答があったのかってということと、その後の取り組み状況について、ちょっとお伺いできたらと思うんですが。

委員長 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 病時保育の関係でございます。これまで県のほうに要望させていただいておりましたけれども、先般、町村会のほうを通じて回答をいただいております。その中で、具体的に、西和7町の圏域で西和医療センターとの協議につきまして、県のほうで集まって、これからこういった形でできるのかというのを、協議について、現在、進めさせていただいているという状況でございます。ただ、西和医療センターのほうも独立した機関でございますので、そういった関係も含めて、今後、調整していくという形で、今、進めさせていただいております。

平川委員 前向きに進めていただきますように、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他についても終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。
小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
皆様、お疲れさまでした。

(午前9時53分 閉会)